

答申第 802 号

諮問第 1390 号

件名：開設者事業報告書等の一部開示決定に関する件（第三者異議申立て）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、貸借対照表（法人の印影を除く。以下「本件情報」という。）を開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が平成 27 年 1 月 23 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して同年 3 月 6 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件情報の不開示を求めるものである。

知事は、本件行政文書に異議申立人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、同月 13 日付けで、異議申立人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件異議申立てが提起されたものである。

なお、本件異議申立ての提起とともに、本件情報の開示の執行停止の申立てがなされたため、知事は本件情報の開示の執行停止を決定し、開示請求者及び異議申立人に対し、同月 27 日付けで、本件異議申立てに係る決定に至るまで本件情報の開示を停止する旨の通知をした。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、次のとおりである。

当該行政文書は、公に公開されているものではないため、一部でも開示されると当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、愛知県情報公開条例第 7 条第 3 号イに該当する。

会社法で公開することが定められている要旨以外は、開示する必要性がない。

イ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回の情報公開条例で請求があった文書は、市場法で愛知県に提出している書類である。この開示がされるとは思わずに毎年出していた。それには、会社内の個人的な情報も含まれている。

去年の今ごろ、特定の業者から、この開示請求がされたと思うが、まず、誰が請求しているのか不信感があった。どうして、うちの内部情報が知りたいのかなと疑心暗鬼になった。業界内、疑心暗鬼になっている。

かなり特定の業者から紹介されてというファックスが来たり電話営業がある。条例を商売に利用する人もいるのだなと思った。

初め、条例ができたとき、いい条例ができたなと賛成した。公務員の不正とか、議員の不正とか、暴くためだと思っていた。オンブズマンがニュースに出るとき、すごいなと思っていた。しかし、それを逆に、逆に利用して、情報を得るということもできるのだなと今回知った。

市場法で定められているから私たちは出すのである。市場が突然潰れることは、毎年ある。それを食い止めるために愛知県がしてくれていると思っている。決算内容が危ないのではないか、してくれていると。だから、健全経営をしようと思う。目的が違う。県を信用して、決算書とか議事録を提出している。どうして渡すのか。そこは守っていただきたいと思う。

会社法で公告の義務があるというのは分かる。要旨というのは、題目の数字だけでよいと聞いている。ただ、それ以外のことで異議申立てをしないと全部出てしまうというのは反対である。その手続が面倒くさい。毎年そういう作業が出るというのも嫌である。勝手に出されてしまうというのは嫌である。目的が違うと思う。会社法で請求するのなら、それで請求してほしい。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件情報を開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

愛知県内で地方卸売市場を開設しようとする者及び愛知県内の地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 55 条及び第 58 条第 1 項の規定により、知事の許可を受けなければならない。そして、同法第 55 条の許可を受けた者である開設者及び同法第 58 条第 1 項の許可を受けた者である卸売業者は、愛知県地方卸売市場条例（昭和 46 年愛知県条例第 53 号）第 25 条に基づき、事業年度ごとに、事業報告書を知事に提出しなければならない。

本件行政文書は、特定の株式会社（以下「本件事業者」という。）が愛知県地方卸売市場条例第 25 条の規定により知事に提出した事業報告書及

びその添付書類であって、開設者事業報告書、卸売業者事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費並びに株主名簿である。

本件行政文書のうち、貸借対照表については、法人の印影を除き、開示することとしている。

なお、異議申立人は、異議申立書において、貸借対照表の開示決定を取り消す決定を求めていることから、異議申立ての対象となる部分は、本件情報であると解される。

(2) 本件情報を開示することとした理由

株式会社の貸借対照表については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 440 条第 1 項において、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」と定められている。

また、同条第 2 項において、「前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 939 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。」とされている。ここでいう要旨については、会社計算規則（平成 18 年法務省令第 13 号）第 138 条から第 142 条までに定められており、資産の部は流動資産、固定資産及び繰延資産、負債の部は流動負債及び固定負債、純資産の部は株主資本（資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金（資本準備金及びその他資本剰余金）、利益剰余金（利益準備金及びその他利益剰余金）、自己株式及び自己株式申込証拠金）、評価・換算差額等及び新株予約権に区分すること等とされている。

以上のとおり、株式会社は、貸借対照表について公告することとされており、その内容については、開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

異議申立人は、異議申立書において、「会社法で公開することが定められている要旨以外は、開示する必要性がない」と主張している。

確かに、前記で述べたとおり、会社法第 440 条第 2 項においては、公告方法を官報又は日刊新聞紙に掲載する方法とする株式会社の貸借対照表については、会社計算規則第 138 条から第 142 条までに定める要旨の公告で足りるとされている。

しかし、会社法第 440 条第 1 項において、株式会社には貸借対照表の公告が義務付けられている以上、本件情報は、公にすることが予定されているものと解され、これを開示しても、本件事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとはいえないと考える。

したがって、本件情報は、条例第 7 条第 3 号イに該当せず、また、同条各号に定めるその他の不開示情報のいずれにも該当しないことから開示す

ることとした。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の株式会社が愛知県地方卸売市場条例第 25 条の規定により知事に提出した事業報告書及びその添付書類である。

本件行政文書のうち、実施機関が開示とし異議申立ての対象となった部分は、貸借対照表（法人の印影を除く。）である。

(3) 不開示情報該当性について

異議申立人の主張は、本件情報が一部でも開示されると法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 3 号イに該当するというものである。

そこで、本件情報が条例第 7 条第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障することから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

イ 会社法第 440 条第 1 項においては、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表（大会社にあっては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならない。」

と規定している。

ウ 一方、会社法第 440 条第 2 項においては、「前項の規定にかかわらず、その公告方法が第 939 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる方法である株式会社は、前項に規定する貸借対照表の要旨を公告することで足りる。」と規定しており、公告方法として、同法第 939 条第 1 項第 1 号に掲げる方法である「官報に掲載する方法」又は同項第 2 号に掲げる方法である「時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法」を定款で定める株式会社は、貸借対照表（大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下同じ。）の要旨を公告することで足りることとしている。

これは、官報又は日刊新聞紙に掲載して公告をする場合は、要旨による公告を認めることで、公告のスペースを減らし、掲載に要する費用を削減するといった、官報又は日刊新聞紙という公告方法の性格に配慮したものと解される。

エ 現に、公告方法として、会社法第 939 条第 1 項第 3 号に掲げる方法である「電子公告」を定款で定める株式会社の場合は、要旨による公告でなくとも費用面の負担に変わりはないと考えられ、同法第 440 条第 1 項の規定により、貸借対照表の全文の公告が必要とされている。

オ また、会社法第 440 条第 3 項においては、「前項の株式会社は、法務省令で定めるところにより、定時株主総会の終結後遅滞なく、第 1 項に規定する貸借対照表の内容である情報を、定時株主総会の終結の日後 5 年を経過する日までの間、継続して電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、前 2 項の規定は、適用しない。」と規定している。

この規定は、会社法第 440 条第 2 項の株式会社、すなわち公告方法として官報又は日刊新聞紙に掲載する方法を定款で定める株式会社が、その公告方法に代えて、インターネット上のウェブサイトへ貸借対照表の内容を掲載する方法をとることができるとする規定であるが、これにより公開する貸借対照表も、前記エと同様に、その全文の公開が必要とされている。

カ このように、会社法では、株式会社の貸借対照表を公にすることを前提としており、官報又は日刊新聞紙に掲載して公告する場合に限り、その特性に応じて、要旨の公告を認めているにすぎないと解される。

一方、条例における開示又は不開示の判断においては、そうした区別をする理由はなく、株式会社の貸借対照表は、公にすることが予定されている情報であると解される。

したがって、本件情報は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないこと

から、条例第7条第3号イには該当しない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、県を信用して本件行政文書を提出しているのに、開示されてしまうのは目的が違う旨主張している。

しかし、条例に定める開示請求制度は、開示請求者の属性や請求の目的を問わず、不開示情報のいずれもが記録されていない行政文書については実施機関が開示の義務を負うことを定めたものである。そして、本件開示請求が、県民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な県政の推進に資するという条例の目的に明らかに反するものであるとはいえない以上、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)で述べたとおりであることから、異議申立人のこの主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

イ 異議申立人は、その他種々主張しているが、本件情報が不開示情報に該当しないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

特定の株式会社に係る以下の文書

- ・ 開設者事業報告書（平成 25 年度）
- ・ 卸売業者事業報告書（平成 25 年度）
- ・ 貸借対照表（平成 25 年度）
- ・ 損益計算書（平成 25 年度）
- ・ 株主資本等変動計算書（平成 25 年度）
- ・ 販売費及び一般管理費（平成 25 年度）
- ・ 株主名簿（直近のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
27. 6. 30	諮問
27. 10. 9	実施機関から開示理由説明書を受理
27. 10. 16	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
28. 1. 20 (第 478 回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
28. 2. 25 (第 482 回審査会)	異議申立人の意見陳述
28. 6. 2 (第 490 回審査会)	審議
28. 7. 11 (第 493 回審査会)	審議
28. 9. 16	答申